



# 鳥取県公報

平成15年 2月21日(金)  
第 7 4 6 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	生活保護法による介護機関の指定 (96) (福祉保健課) .....	1
	生活保護法による居宅介護事業の休止の届出 (97) (＼) .....	1
	県営土地改良事業計画の変更 (6件) (98~103) (耕地課) .....	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (104) (＼) .....	4
	保安林の指定の解除予定 (105) (森林保全課) .....	5
	都市計画の変更予定 (2件) (106・107) (都市計画課) .....	5
調達公告	一般競争入札の実施 (管理課) .....	6
	公募型指名競争入札の実施 (＼) .....	8

## 告 示

### 鳥取県告示第96号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨909 - 1	グループホーム いちょうの木	日野郡日野町根雨899 - 1	痴呆対応型共同生活介護	平成15年 2月 5日

### 鳥取県告示第97号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年 2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	休止年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5 - 1	える・もーる訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目60	平成15年1月1日

**鳥取県告示第98号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業大谷地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

岩美町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第99号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業穂波地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第100号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総

合整備事業彦名地区暗きょ排水)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

3 縦覧に供する場所

米子市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第101号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業寺内地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

3 縦覧に供する場所

会見町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第102号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営担い手育成畑地帯総合整備事業名和地区農業用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

名和町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第103号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業退休寺地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

中山町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第104号**

江府町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業御机地区農道整備）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年2月21日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

江府町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第105号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在地  
八頭郡智頭町大字市瀬字家ノ下3196の1
- 2 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第106号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成15年2月21日から同年3月7日まで岩美町役場（岩美郡岩美町大字浦富675-1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成15年3月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
岩美都市計画道路1・4・1号岩美福部線及び3・5・8号河崎本庄線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 1・4・1号岩美福部線  
変更する部分  
岩美郡岩美町大字大谷字鏡道、字御供田及び字横土手
  - (2) 3・5・8号河崎本庄線  
変更する部分  
岩美郡岩美町大字新井字肱曲り並びに大字本庄字縄手下、字五反田、字平田、字殿ノ後、字甲橋、字横堀、字間道、字六反田及び字縄手崎  
削除する部分  
岩美郡岩美町大字河崎字溝下

**鳥取県告示第107号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成15年2月21日から同年3月7日まで福部村役場（岩美郡福部村大字細川668）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成15年3月7日までに知事に意見書を提出することができる。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 都市計画の種類及び名称

福部都市計画道路1・4・1号岩美福部線及び3・3・1号福部伏野線

## 2 都市計画を変更する土地の区域

## (1) 1・4・1号岩美福部線

追加する部分

岩美郡福部村大字海士字崎浜

変更する部分

岩美郡福部村大字細川字三反田口、字志津上工、字志津、字前田、字日比中谷上工、字日比中谷及び字高浜、大字海士字高浜及び字西浜並びに大字湯山字高浜、字蚕屋敷、字白路ヶ山、字小原、字直浪澤、字中船戸及び字宮ノ下

削除する部分

岩美郡福部村大字海士字前田

## (2) 3・3・1号福部伏野線

変更する部分

岩美郡福部村大字湯山字中船戸、字宮代、字宮ノ下、字宮ノ前、字四ノ尾澤及び字八ノ尾

---

## 調 達 公 告

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

平成15年度建設資材価格調査委託 一式

## (2) 履行箇所

鳥取県全域ほか

## (3) 調達案件の概要

本件業務は、鳥取県県土整備部及び農林水産部の発注に係る土木工事及び建築工事において、その積算に使用する建設資材等の実勢価格を把握し、発注単価決定のための基礎資料を作成するものである。

## (4) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書等による。

## (5) 履行期間

契約日の翌日から平成16年3月25日まで

## (6) 予定価格

17,941,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## (7) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国内に本店を有する者であること。
- (3) 平成5年度以降に、1,500品目以上の建設資材の価格調査業務を6月以上継続して履行した業績を有する者であること。
- (4) 本件業務の実施期間中、調査員（当該業務において直接調査に携わる者をいう。）を2名以上配置できること。この場合において、調査員は、他の業務を行う者と兼ねることができることとし、少なくとも1名は業務の管理及び統括を行う立場にある者であることとする。
- (5) 調査担当部局のほか、審査担当部局を有し、同部局において調査方法、調査結果等の内部審査が可能であること。
- (6) 外部有識者で構成され、調査方法等について定期的に審議する審査機関を既に有し、又は新たに設置し、同機関における審議の結果をその後の調査に反映させることができること。
- (7) 発注者が求めた場合には、調査方法、調査結果等の客観性及び妥当性についての説明を行うことができること。
- (8) 平成15年2月21日（金）から同年3月28日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱別表第1及び別表第2の各項に掲げる措置要件に該当していないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部管理課企画調整室

## 4 入札手続等

## (1) 問合せ先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課企画調整室

電話 0857 - 26 - 7499

## (2) 入札説明書等の交付方法

## ア 交付期間及び時間

平成15年2月21日（金）から同年3月4日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

## イ 交付場所

(1)の場所

## (3) 郵便による入札

不可とする。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年3月28日（金）午後1時30分

鳥取県庁第2会議室（本庁舎地階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類（以下「申請書等」という。）を4の(1)の場所に平成15年3月4日（火）午後4時までに提出し、2の競争

入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 7 その他

(1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

2の競争入札参加資格の要件を満たす入札者であって、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 入札の制限

この公告に示した案件に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年2月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 業務の概要

(1) 工 事 名 主要地方道西伯根雨線緊急地方道路整備工事（道路改良）3工区

(2) 工事場所 日野郡溝口町福居

(3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、主要地方道西伯根雨線の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 ポストテンション方式PC単純場所打ち中空床版橋

橋 長 L = 32.0m

幅 員 W = 10.0m（車道幅員6.0m）

平面線形 曲線（R = 220m）

(5) 工 期 着工の日から275日間

(6) 予定価格 75,126,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件



- ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体の構成員共通の資格
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- ウ 平成15年2月21日（金）から同年3月3日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- エ 平成14年4月1日（月）から平成15年3月3日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (3) 共同企業体の代表者の資格
- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
- イ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。
- エ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているPC橋（道路橋に限る。）上部工<sup>けた</sup>の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- オ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- (ア) 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- (イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- (ウ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (4) 共同企業体の代表者以外の者の資格
- ア 県内に本店を有する者であること。
- イ 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,060点以上であること。
- ウ 土木工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- エ 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- (ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(5) その他

入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、現地において架設を実施する期間中、(3)のオ及び(4)のエに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、次に掲げる主任技術者又は監理技術者のいずれかを専任で配置しなければならない。

ア 共同企業体の代表者にあつては、(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

イ 共同企業体の代表者以外の者にあつては、(3)のオの(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は(4)のエの(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年2月21日(金)から同年3月3日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/[nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm](http://www.pref.tottori.jp/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年2月21日(金)から同年3月3日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のオに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

